

索引

[132] 自第二二六七号(令三・七・五) 至第二二八二号(令三・三・二五)

*「掲載号別」の執筆者の下の数字は「頁」
*「テーマ別」の論説等の下の数字は「掲載号・頁」
*定期欄については後掲「テーマ別」を参照

掲載号別

▼二二六七(七月五日)号

▽二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地

(1)・(2) 資本コスト経営とは何か 三 瓶 裕 喜 5

「モニタリング・モデル」の意味から考える 塚 本 英 巨 12

機関設計の選択 高 山 与 志 子 17

▽サステナビリティ経営と取締役会〔上〕——サステナビリティ・ボードの時代へ 高 山 与 志 子・鈴木紀子・宮地真紀子 17

▽機関投資家に聞く(29) Vanguard 28

▽二〇二一年コーポレートガバナンス・コード改訂〔下〕——市場構造改革を踏まえて(座談会) 神田秀樹・翁 百合・島崎征夫 30

▽二〇二一年上半期ハイライト〔下〕——当会・本誌の取組みと上半期の法令改正等の動向 編 集 部 53

▼二二六八(七月一日)号

▽「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて(通達)」の解説〔上〕——令和三年改正商業登記規則等(令和三年三月一日施行に係る部分)

▽金融審議会「市場制度ワーキング・グループ第2次報告」の概要 村 上 裕 貴 4

▽上場企業と株主・投資家との対話の実態と規制への法的視座(1)——株主・投資家との対話に関する上場企業アンケート調査からの考察 太 田 原 和 房 16

▽コーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえた「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の作成上の留意点 芳 川 雄 磨 18

▽二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地(3)・(4) 環 境 ・ 社 会 の 課 題 に 対 す る 企 業 の 取 組 み と 投 資 家 と の 対 話 高 山 与 志 子 36

▽サステナビリティ経営と取締役会〔下〕——サステナビリティ・ボードの時代へ—— 高 山 与 志 子・鈴木紀子・宮地真紀子 31

▽機関投資家に聞く(30) State Street Global Advisors 64

▼二二六九(七月二五日)号

▽産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)に関する制度の解説 白 岩 直 樹 4

▽カープアウトM&Aの実務〔I〕——総論・ストラクチャー 濱 口 耕 輔・吉村浩一郎・大沼 真 13

▽二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地(5)・(6) 社 外 取 締 役 の 機 能 発 揮 と 求 め ら れ る 視 点 松 山 遙 22

投資家と企業の対話はどうあるべきか 小 口 俊 朗 28

▽二〇二一年六月総会を振り返って 中 川 雅 博 34

▽「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて(通達)」の解説〔中〕——令和三年改正商業登記規則等(令和三年三月一日施行に係る部分)

▽上場企業と株主・投資家との対話の実態と規制への法的視座(2)——株主・投資家との対話に関する上場企業アンケート調査からの考察 村 上 裕 貴 38

▽株主総会の変遷と今後の展望〔上〕(座談会) 久 保 田 安 彦・澤 口 実・船津浩司 6

▽令和三年改正産業競争力強化法の解説——事業再編に関する会社法特例およびLPSに関する海外投資規制の特例—— 香 川 隼 人・田 口 明 日 香・海 野 将 司 23

▽金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の解説 平 山 達 大・山 本 竜 彦・平 井 美 輝 32

▽「サステナビリティ委員会の実務」の連載開始に当たって 武 井 一 浩・森 田 多 恵 子・安 井 桂 大 36

▽サステナビリティ委員会の実務〔I〕——花 王 の 取 組 み—— 二 〇 二 一 年 コ ー ポ レ ー ト ガ バ ナ ン ス の 現 在 地 (7)・(9) 取 締 役 会 の 構 成 に 対 す る 考 え 方—— 取 締 役 会 の 実 効 性 向 上 に 向 け て—— 高 山 与 志 子 43

CEO後継者計画と指名委員会 取 締 役 会 事 務 局 が な ぜ 重 要 な の か—— 増 加 す る 独 立 社 外 取 締 役 の 支 援 の た め に—— 富 永 誠 一 49

富 永 誠 一 55

▽「社債管理補助者制度に係る実務上の対応」について 西村 淑子	60	人財・知財を統合する「インタンジブルズ・ガバナンス」構築への提言 内ヶ崎 茂	62	けたガバナンス対応(上)——東証一部上場子会社の実例を参考として—— 高見 柗・粟谷 翔	17
▽少数株主の株主総会招集請求を受けた上場会社の対応に関する実務的論点——請求増加の理由分析を踏まえて—— 生 方 紀 裕	63	▽サステナビリティ委員会の実務(Ⅱ)——三菱商事の取組み—— ▽カープアウトM&Aの実務(Ⅲ・1)——労働問題—— 細川 智史	69	▽令和元年度・令和二年度会社法関係重要判例の分析(Ⅱ) 高 橋 陽 一	25
▽カープアウトM&Aの実務(Ⅱ)——スタンダードアローン・イシュー—— 濱口耕輔・大沼 真・松本 渉	71	▽カープアウトM&Aの実務(Ⅲ・2)——知的財産—— 殿 村 桂 司	78	▽二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地 阿 部 直 彦	33
▽「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて(通達)」の解説(下)——令和三年改正商業登記規則等(令和三年三月一日施行に係る部分)—— 村 上 裕 貴	78	▽令和元年度・令和二年度会社法関係重要判例の分析(Ⅰ) 高 橋 陽 一	4	▽サステナビリティ委員会の実務(Ⅳ)——リクルートホールディングスの取組み—— 岩 田 宜 子	39
▽上場企業と株主・投資家との対話の実態と規制への法的視座(3・完)——株主・投資家との対話に関する上場企業アンケート調査からの考察—— 山 田 剛 志	86	▽産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う定款モデルおよび招集通知モデルの改正の解説 中 川 雅 博	24	▽取締役会の法務(Ⅱ)——取締役会の運営(1)—— 小 林 章 博	50
▼二七二(八月二五日)号		▽二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地 D Xガバナンス——社会的価値を実現するデジタルトランスフォーメーション—— 武 井 一 浩	32	▽カープアウトM&Aの実務(V)——最終契約のポイント—— 濱口耕輔・吉村浩一郎・水越政輝	54
▽「機関設計」に関する規律の再検討 I 機関設計——現行法の整理と問題提起—— 野 村 修 也	5	▽取締役会の法務(Ⅰ)——取締役会の役割、取締役会の招集—— 小 林 章 博	38	▼二七四(九月二五日)号	
II 私会社を原則として規律するイギリス法の現状と課題 宮 本 航 平	17	▽公認会計士・監査審査会における最近のモニタリング活動 野 村 昭 文	42	▽大阪地裁における商事事件の概況 谷 村 武 則	4
III ドイツの株式会社法制とモニタリングモデル 小 宮 靖 毅	25	▽サステナビリティ委員会の実務(Ⅲ)——日本生命の取組み—— 田 中 俊 成・安西忠康	44	▽アクティビスト株主対応の最新のスタンダード(上)——変化する株主アクティビズムの動向を踏まえて—— 松 下 憲 憲	15
IV 内部統制の高度化と機関設計 松 井 智 予	36	▽カープアウトM&Aの実務(Ⅳ)——プロフィールマ財務諸表—— 田中俊成・安西忠康	49	▽二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地(14・(15・完)) プラスの効果を目指すコンプライアンス体制の整備 三 笠 裕 裕	27
V 指名委員会等設置会社の検証——モニタリングモデルを志向する機関として適切か—— 英 基 基	46	▼二七三(九月一五日)号		取締役会実効性評価——評価に求められる形式から実質への深化—— 佃 秀 昭	32
▽株主総会の変遷と今後の展望(中)(座談会) 久保田安彦・船津浩司・松中 学	56	▽東京地裁における商事事件等の概況(上) 高 橋 浩 美	4	▽平時の上場親子会社間取引の公正性確保に向けたガバナンス対応(下)——東証一部上場子会社の実例を参考として—— 高見 柗・粟谷 翔	38
▽二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地(10)		▽平時の上場親子会社間取引の公正性確保に向			

▼二七九(二月五日)号	▼実務問答金商法の理論的検討——連載第二一回(第三〇回について) 飯田秀穂	4
	▼閉鎖会社の配当政策と株主間の構造的な利益相反(中) 久保田安彦・湯原心一	16
	▼二〇二一年総会の動向と来年展望(9)(11・完)	
	▼バーチャル株主総会実施動向と留意点 吉田陽祐・倉持直・西川恵祐	25
	▼三井住友FGにおけるバーチャルオンリー総会に向けた対応——「アフターデジタル」を見据えた定款変更—— 高橋一誠	36
	▼本年株主総会における議事運営の工夫 中川雅博・白木絵利加	39
	▼サステナビリティ委員会の実務(V)——東急不動産ホールディングスの取組み——	50
	▼機関投資家に聞く番外編(2) S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス	55
	▼欧米におけるグループ再編の実務(4) 日本企業によるドイツ子会社・事業売却の留意点	58
	▼ミヒヤエルブリアン・新城友哉・甲斐聖也	
▼二八〇(二月五日)号	▼二〇二一年版株主総会白書——会社法改正・CGコード改訂と新型コロナウイルスの影響——	3
▼二八一(二月五日)号	▼上場会社の少数株主による総会招集請求と会社法三一六条二項(上) 森本滋	4
	▼機関投資家に聞く(上)(座談会) 藏本祐嗣・古布薫 三瓶裕喜・澤口実	14
	▼質の高いサステナビリティ関連情報開示実現のための四つの提言——「非財務情報の開示	
	指針研究会」中間報告の概要—— 瀧澤裕也	25
	▼監査等委員会設置会社という選択——社外取締役三分の一時代を迎えて—— 塚本英巨	31
	▼閉鎖会社の配当政策と株主間の構造的な利益相反(下) 久保田安彦・湯原心一	39
	▼機関投資家に聞く番外編(3) FTCE Russell	47
	▼欧米におけるグループ再編の実務(5-1)・(5-2・完) 日本企業のグループ再編——フランス子会社・事業売却の留意点—— ジャックビュアル・新城友哉・唐沢晃平	0
	▼日本企業のグループ再編——イタリア子会社・事業売却の留意点—— フイリッポ・モドゥロ・新城友哉・甲斐聖也	50
	▼第一七回「商事法務研究会賞」受賞論文発表	69
▼二八二(二月五日)号	▼新型コロナ危機を超えて——二〇二一年版株主総会白書」を読んで—— 松尾健一	4
	▼「商業登記所における実質的支配者情報一覽の保管等に関する規則」の解説 齊藤恒久・南野雅司	14
	▼東京機械製作所事件をめぐる一連の司法判断の概要と射程(上) 太田洋	26
	▼非財務情報開示をめぐる世界の動向——「非財務情報の開示指針研究会」中間報告の前提として—— 瀧澤裕也	32
	▼二〇二一年経営者報酬制度の設計・開示状況の傾向と分析 内ヶ崎茂・岡本哲枝 阿部倫美・伊尾喜美希	38
	▼上場会社の少数株主による総会招集請求と会社法三一六条二項(下) 森本滋	47
	▼機関投資家に聞く(下)(座談会) 藏本祐嗣・古布薫 三瓶裕喜・澤口実	54
	▼二〇二一年商事法務ハイライト——当会・本誌の取組みと本年の法令改正等の動向 編集部	72
	論 説	
	一 会社法・商業登記法等	
	【会社法等改正関係一般】	
	▼二〇二一年総会の動向と来年展望(2)	
	▼二〇二一年六月総会における改正会社法と改訂CGコード対応 丸谷国央・野村剛宏 三三五・26	
	【株式・新株予約権】	
	▼令和元年度・令和二年度会社法関係重要判例の分析(Ⅰ) 高橋陽一 三三七・4	
	▼わが国における従業員株式報酬制度普及に向けた課題と展望 内ヶ崎茂・柏岡隆夫・中野剛生 三三五・86	
	▼閉鎖会社の配当政策と株主間の構造的な利益相反(上・中・下) 久保田安彦・湯原心一 三三七・4 三三九・16 三三六・39	
	【社債】	
	▼「社債管理補助者制度に係る実務上の対応」について 西村淑子 三三〇・60	
	▼令和元年度・令和二年度会社法関係重要判例の分析(Ⅵ・完) 高橋陽一 三三七・39	
	【株主・株主総会】	
	▼産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)に関する制度の解説 白岩直樹 三三九・4	

- ▽二〇二一年六月総会を振り返って 中川 雅博 三三六・34
- ▽株主総会の変遷と今後の展望(上・中・下) (座談会) 久保田安彦・澤口 実・船津浩司 松井秀征・松中 学 三七七・6 三七七・56 三七七・13
- ▽少数株主の株主総会招集請求を受けた上場会社への対応に関する実務的論点——請求増加の理由分析を踏まえて—— 生 方 紀 裕 三七七・63
- ▽産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う定款モデルおよび招集通知モデルの改正の解説 中川 雅博 三七七・24
- ▽令和元年度・令和二年度会社法関係重要判例の分析(Ⅱ・Ⅲ) 高 橋 陽 一 三七七・25 三七七・52
- ▽二〇二一年総会の動向と来年展望(1) (11・完) 二〇二一年版株主総会白書アンケート速報版 集計結果の概要 編 集 部 三五五・6
- 二〇二一年六月総会における改正会社法と改訂CGコード対応 丸谷国央・野村剛宏 三五五・26
- 二〇二一年総会における役員選任議案の動向 芳川雅史・里見哲郎 三五五・25
- 二〇二一年総会における役員報酬議案の動向 磯 野 真 宇 三五五・33
- 二〇二一年六月総会後の社外役員選任状況と今後の展望 赤 坂 美 樹 三七七・19
- 二〇二一年事業報告への開示例からみる役員報酬制度 梶 嘉春・榎本真理・鵜飼晃司 三七七・28
- 本年六月総会における株主提案の内容とこれに対する株主の賛否判断——東証一部上場企業を対象に—— 水 嶋 創 三三六・34
- 機関投資家による議決権行使の状況——二〇二一年六月株主総会を振り返って—— 依 馬 直 義 三三六・45
- バーチャル株主総会実施動向と留意点 吉田陽祐・倉持 直・西川恵祐 三五五・25
- 三井住友FGにおけるバーチャルオンリー総会に向けた対応——「アフターデジタル」を見据えた定款変更—— 高 橋 一 誠 三五五・36
- 本年株主総会における議事運営の工夫 中川雅博・白木絵利加 三五五・39
- ▽閉鎖会社の配当政策と株主間の構造的な利益相反(上・中・下) 久保田安彦・湯原心一 三三六・4 三三六・16 三三六・39
- ▽上場会社の少数株主による総会招集請求と会社法三一六条二項(上・下) 森 本 滋 三三六・4 三三六・47
- ▽新型コロナ危機を超えて——「二〇二二年版株主総会白書」を読んで—— 松 尾 健 一 三三六・4
- 【取締役・取締役会等】 二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地 (2) 「モニタリング・モデル」の意味から考える 機関設計の選択 塚 本 英 巨 三三七・12
- ▽「機関設計」に関する規律の再検討 I 機関設計——現行法の整理と問題提起 野 村 修 也 三七七・5
- IV 内部統制の高度化と機関設計 松 井 智 予 三七七・36
- V 指名委員会等設置会社の検証——モニタリングモデルを志向する機関として適切か—— 遣 英 基 三七七・46
- ▽取締役会の法務(Ⅰ～Ⅵ・完)
- 小 林 章 博 三七七・38 三七七・50 三七七・62
- ▽令和元年度・令和二年度会社法関係重要判例の分析(Ⅳ～Ⅵ・完) 高 橋 陽 一 三七七・114 三七七・45 三七七・39
- 二〇二一年総会の動向と来年展望(4) (6) 二〇二一年総会における役員選任議案の動向 芳川雅史・里見哲郎 三七七・25
- 二〇二一年六月総会後の社外役員選任状況と今後の展望 赤 坂 美 樹 三七七・19
- ▽監査等委員会設置会社という選択——社外取締役三分の一時代を迎えて—— 塚 本 英 巨 三三六・31
- 【役員報酬】 二〇二一年総会の動向と来年展望(4) (6) 二〇二一年総会における役員報酬議案の動向 二〇二一年事業報告への開示例からみる役員報酬制度 磯 野 真 宇 三七七・33
- 二〇二一年経営者報酬制度の設計・開示状況の傾向と分析 梶 嘉春・榎本真理・鵜飼晃司 三七七・28
- ▽「会社補償・D&O保険」 阿部倫美・伊尾喜美希 三三六・38
- ▽「会社補償実務指針案」(会社補償実務研究会策定)の解説 武井一浩・森田多恵子・松本絢子 三三六・4
- 【監査役・監査役会等】 二〇二一年総会における役員報酬議案の動向 野 村 修 也 三七七・5
- I 機関設計——現行法の整理と問題提起 野 村 修 也 三七七・5
- IV 内部統制の高度化と機関設計 松 井 智 予 三七七・36

【内部統制・コンプライアンス・内部通報等】

▽「機関設計」に関する規律の再検討
IV 内部統制の高度化と機関設計

松井 智 予 三七・36

▽二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地

(14)

プラスの効果を目指すコンプライアンス体制の整備 三 筈 裕 三七・27

【M&A・MBO・組織再編・事業再編】

▽カープアウトM&Aの実務(Ⅰ～Ⅵ・完)

総論・ストラクチャー

濱口耕輔・吉村浩一郎・大沼 真 三三・13
スタンダードアローン・イシユ

濱口耕輔・大沼 真・松本 涉 三七・71

労働問題 細川 智 史 三七・75

知的財産 殿村 桂 司 三七・78

プロフォーマ財務諸表 田中俊成・安西忠康 三七・49

最終契約のポイント 濱口耕輔・吉村浩一郎・水越政輝 三三・54

付随契約のポイント 殿村桂司・大沼 真・松本 涉 三三・66

▽令和三年改正産業競争力強化法の解説——事業再編に関する会社法特例およびLPSに関する海外投資規制の特例——

香川隼人・田口明日香・海野将司 三七・23

▽アジアにおける多国籍カープアウトM&Aの実務と留意点 小松岳志・佐藤典仁 三三・105

細川恰嗣・湯田 聡 三三・105

▽欧米におけるグループ再編の実務(Ⅰ) (5・2・完)

日本企業の欧米におけるグループ再編——近

時の動向と実務上の留意点——

戸倉圭太・新城友哉・甲斐聖也 三三・55

日本企業のグループ再編——米子国子会社・事業売却の留意点——

秋山真也・新城友哉・中島浩斗 三三・55

日本企業のグループ再編——英国子会社・事業売却の留意点——

ナイジェル コリンズ 三三・65

日本企業によるドイツ子会社・事業売却の留意点

ミヒャエル ブリアン 三三・65

日本企業のグループ再編——フランス子会社・事業売却の留意点——

ジャック ビュアル 三三・50

日本企業のグループ再編——イタリア子会社・事業売却の留意点——

ファイリッポ モドュロ 三三・52

▽富士興産事件原審決定と抗告審決定の検討と分析 太田 洋 三三・36

▽敵対的買収防衛策の導入状況とその動向——二〇二一年六月総会を踏まえて——

茂木美樹・谷野耕司・西川恵祐 三三・14

▽東京機械製作所事件をめぐる一連の司法判断の概要と射程(上) 太田 洋 三三・26

【買収防衛】

▽株式交付を利用した子会社化——GMOインターネットがOMAKASEを子会社化した事例——

志村直子・高木智宏 三三・23

上田真嗣・山中啓一郎 三三・23

【計算・開示】

▽「会社法の一部を改正する法律等の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて(通達)」の解説(上・中・下)——令和三年改正商業登記規則等(令和三年三月一日施行に

係る部分)—— 村上 裕 貴 三三・4 三三・38 三三・78

「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則」の解説 齊藤恒久・南野雅司 三三・14

二 金商法

【有価証券報告書・届出書等】

▽実務問答金商法の理論的検討——連載第二一回～第三〇回について——

飯田 秀 総 三三・4

【公開買付け・大量保有】

▽富士興産事件原審決定と抗告審決定の検討と分析 太田 洋 三三・36

▽敵対的買収防衛策の導入状況とその動向——二〇二一年六月総会を踏まえて——

茂木美樹・谷野耕司・西川恵祐 三三・14

▽実務問答金商法の理論的検討——連載第二一回～第三〇回について——

飯田 秀 総 三三・4

【不正取引規制】

▽実務問答金商法の理論的検討——連載第二一回～第三〇回について——

飯田 秀 総 三三・4

【業規制】

▽金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の解説

平山達大・山本竜彦・平井美輝 三三・32

▽実務問答金商法の理論的検討——連載第二一回～第三〇回について——

飯田 秀 総 三三・4

三 ガバナンス(会社法・金商法関係以外)

【CGコード改訂関係一般】

▽二〇二一年コーポレートガバナンス・コード

飯田 秀 総 三三・4

飯田 秀 総 三三・4

飯田 秀 総 三三・4

飯田 秀 総 三三・4

飯田 秀 総 三三・4

飯田 秀 総 三三・4

飯田 秀 総 三三・4

飯田 秀 総 三三・4

飯田 秀 総 三三・4

改訂〔下〕——市場構造改革を踏まえて——
 (座談会)

神田秀樹・翁 百合・島崎征夫 青 克美・武井一浩 三三三・30
 ▼二〇二一年総会の動向と来年展望(2)
 二〇二一年六月総会における改正会社法と改訂CGコード対応 丸谷国央・野村剛宏 三三三・26

【取締役・取締役会・委員会】

▼サステナビリティ経営と取締役会(上・下)
 ——サステナビリティ・ボードの時代へ——
 高山与志子・鈴木紀子・宮地真紀子 三三三・17 三三三・41
 ▼二〇二一年コーポレートガバナンス・コード改訂〔下〕——市場構造改革を踏まえて——
 (座談会) 神田秀樹・翁 百合・島崎征夫 青 克美・武井一浩 三三三・30

▼二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地(4)・(5)・(7)・(9)・(12)・(15)・(完)
 経営陣幹部の監督・選解任 澤口 実 三三三・36
 社外取締役の機能発揮と求められる視点 松山 遙 三三三・22
 取締役会の構成に対する考え方——取締役会の実効性向上に向けて—— 高山 与志子 三三三・43

CEO後継者計画と指名委員会 佃 秀昭 三三三・49

取締役会事務局がなぜ重要なのか——増加する独立社外取締役の支援のために—— 富 永 誠 一 三三三・55
 役員報酬と報酬委員会——実質的P4P実現に向けた報酬モデルの提案—— 阿部 直彦 三三三・33
 取締役会実効性評価——評価に求められる形

式から実質への深化——

▼「サステナビリティ委員会の実務」の連載開始に当たって 佃 秀昭 三三三・32

▼サステナビリティ委員会の実務〔I~V〕
 花王の取組み 武井一浩・森田多恵子・安井桂大 三三三・36
 三菱商事の取組み 三三三・69
 日本生命の取組み 三三三・44
 リクルートホールディングスの取組み 三三三・45
 東急不動産ホールディングスの取組み 三三三・50
 ▼スキル・マトリックスの現状分析と作成・活用のあり方 長谷川聡・佐伯直樹・梶 嘉春 三三三・61

【株主総会】

▼二〇二一年コーポレートガバナンス・コード改訂〔下〕——市場構造改革を踏まえて——
 (座談会) 神田秀樹・翁 百合・島崎征夫 青 克美・武井一浩 三三三・30

▼二〇二一年総会の動向と来年展望(2)
 二〇二一年六月総会における改正会社法と改訂CGコード対応 丸谷国央・野村剛宏 三三三・26
 ▼【資本コスト】
 ▼二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地(1)
 資本コスト経営とは何か 三瓶 裕 喜 三三三・5

【事業ポートフォリオ】

▼二〇二一年コーポレートガバナンス・コード改訂〔下〕——市場構造改革を踏まえて——
 (座談会) 神田秀樹・翁 百合・島崎征夫 青 克美・武井一浩 三三三・30

【グループガバナンス・親子上場】

▼平時の上場親子会社間取引の公正性確保に向けたガバナンス対応(上・下)——東証一部上場子会社の実例を参考として—— 高見 柊・粟谷 翔 三三三・17 三三三・38

▼親子上場再考(上・下)——子会社役員人事の視点から—— 津野田 一馬 三三三・4 三三三・12

【ESG・サステナビリティ】

▼二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地(3)
 環境・社会の課題に対する企業の取組みと投資家との対話 高山 与志子 三三三・31
 ▼「サステナビリティ委員会の実務」の連載開始に当たって 武井一浩・森田多恵子・安井桂大 三三三・36

▼サステナビリティ委員会の実務〔I~V〕
 花王の取組み 三三三・38
 三菱商事の取組み 三三三・69
 日本生命の取組み 三三三・44
 リクルートホールディングスの取組み 三三三・45
 東急不動産ホールディングスの取組み 三三三・50
 ▼二〇二一年総会の動向と来年展望(7)・(8)
 本年六月総会における株主提案の内容とこれに対する株主の賛否判断——東証一部上場企業を対象に—— 水嶋 創 三三三・34

機関投資家による議決権行使の状況——二〇二一年六月株主総会を振り返って—— 依馬 直義 三三三・45

▼ガバナンス・サミット二〇二二「持続可能な社会の実現に向けたコーポレートガバナンスの在り方」の概要報告 酒井 功 三三三・58

▼質の高いサステナビリティ関連情報開示実現のための四つの提言——「非財務情報の開示

「指針研究会」中間報告の概要——

瀧澤 裕也 三六・25

▽非財務情報開示をめぐる世界の動向——「非財務情報の開示指針研究会」中間報告の前提として——
瀧澤 裕也 三六・32

【人材投資・知財投資】

▽二〇二一年コーポレートガバナンス・コード改訂(下)——市場構造改革を踏まえて——
(座談会)
神田秀樹・翁 百合・島崎征夫
青 克美・武井一浩 三三・30

▽二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地
(10) 人財・知財を統合する「インタンジブルズ・ガバナンス」構築への提言
内ヶ崎 茂 三三・62

【経済安全保障】

▽経済安全保障の動向と日本企業の取締役会に求められる戦略的対応
セブラニクレビス 三五・96

▽「機関投資家・アクティビスト、エンゲージメント」
機関投資家に聞く(29)・(30)
Vanguard 三三・28
State Street Global Advisors 三六・64

▽二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地
(3)・(6)・(13)
環境・社会の課題に対する企業の取組みと投資家との対話
高山 与志子 三六・31

投資家と企業の対話はどうかあるべきか
小口 俊朗 三三・28

投資家からのエンゲージメント要請への応え
方 岩田 宜子 三三・39

▽上場企業と株主・投資家との対話の実態と規制への法的視座(1)~(3)・完——株主・投資家との対話に関する上場企業アンケート調査からの考察——
山田 剛志

三六・18 三六・48 三七・86
▽アクティビスト株主対応の最新のスタンダード(上・下)——変化する株主アクティビズムの動向を踏まえて——
松下 憲

▽機関投資家に聞く 番外編(1)~(3)
MSCI 三五・74
S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス 三三・20
FTSE Russell 三三・47

▽機関投資家による議決権行使の状況——二〇二一年六月株主総会を振り返って——
依馬 直義 三三・45

▽機関投資家に聞く(上・下)(座談会)
藏本祐嗣・古布 薫
三瓶裕喜・澤口 実 三三・14 三三・54

▽「ガバナンス報告書」
コーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえた「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の作成上の留意点
芳川 雄磨 三三・26

四 市場制度・株価指数
金融審議会「市場制度ワーキング・グループ第二次報告」の概要
太田原 和房 三三・16

五 企業会計
公認会計士・監査審査会における最近のモニタリング活動
野村 昭文 三三・42

六 経済法
令和二年度における企業結合関係届出の状況および主要な企業結合事例
松尾亜希子・藤本元気 三三・51

七 司法制度

▽東京地裁における商事事件等の概況(上・下)
高橋 浩美 三七・4 三七・45

▽大阪地裁における商事事件の概況
谷村 武則 三七・4

八 DX・デジタル化等
▽二〇二一年コーポレートガバナンスの現在地
DXガバナンス——社会的価値を実現するデジタルトランスフォーメーション——
(11) D&Gガバナンス 武井一浩 三三・32

▽「AIとガバナンス」の企業における実践論——企業経営者にととの「AIとガバナンス」の重要性——
小松 岳志 三三・13

▽「AIとガバナンス」に関するシンガポールAIモデルからの示唆
小松 岳志 三三・62

九 海外の法制・動向
▽「機関設計」に関する規律の再検討
II 私会社を原則として規律するイギリス法の現状と課題
宮本 航平 三三・17

III ドイツの株式会社法制とモニタリングモデル
わが国における従業員株式報酬制度普及に向けた課題と展望
内ヶ崎 茂・柏岡隆夫・中野剛生 三三・86

▽アジアにおける多国籍カープアウトM&Aの実務と留意点
小松岳志・佐藤典仁
細川怜嗣・湯田 聡 三三・105

▽欧米におけるグループ再編の実務(1)~(5)・2・完
日本企業の欧米におけるグループ再編——近

近

近

<p>時の動向と実務上の留意点—— 戸倉圭太・新城友哉・甲斐聖也 三三六・55 日本企業のグループ再編——米国子会社・事業売却の留意点—— 秋山真也・新城友哉・中島浩斗 三三七・55 日本企業のグループ再編——英国子会社・事業売却の留意点—— ナイジェル コリンズ 新城友哉・甲斐聖也 三三六・65 日本企業によるドイツ子会社・事業売却の留意点 ミヒャエル ブリアン 新城友哉・甲斐聖也 三三六・58 日本企業のグループ再編——フランス子会社・事業売却の留意点—— ジャック ビュアール 新城友哉・唐沢晃平 三三六・50 日本企業のグループ再編——イタリア子会社・事業売却の留意点—— フィリップ モドユロ 新城友哉・甲斐聖也 三三六・50 閉鎖会社の配当政策と株主間の構造的な利益相反(上・中・下) 久保田安彦・湯原心一 三三六・4 三三六・16 三三六・39 「AIとガバナンス」に関するシンガポール AIモデルからの示唆 小松 岳 志 三三六・62 非財務情報開示をめぐる世界の動向 「非財務情報の開示指針研究会」中間報告の前提として—— 瀧澤 裕 也 三三六・32</p>	<p>一〇 判例評釈等 令和元年度・令和二年度会社法関係重要判例の分析(Ⅰ～Ⅵ・完) 高橋 陽 一 三三七・4 三三七・25 三三六・52</p>	<p>東京機械製作所事件をめぐる一連の司法判断の概要と射程(上) 太田 洋 三三六・26 一一 その他 二〇二一年上半期ハイライト(下)——当会・本誌の取組みと上半期の法令改正等の動向 編 集 部 三三六・53 第一七回「商事法務研究会賞」受賞論文発表 二〇二一年商事法務ハイライト——当会・本誌の取組みと本年の法令改正等の動向 編 集 部 三三六・72</p>	<p>実務問答会社法 手続的動議のみに関する包括委任状を提出した株主の書面による議決権行使の効力 内田 修 平 三三七・49 補償契約の締結または実行に係る手続等 塚本 英 巨 三三七・97 株主提案と組織再編・自己株式取得 邊 英 基 三三七・56 取締役会議事録に関する諸問題 高木 弘 明 三三五・131 公告方法の変更または吸収合併と計算書類の電子公告 渡辺 邦 広 三三七・58 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会の招集決定事項 野澤 大 和 三三六・62</p>	<p>実務問答金商法 子会社における業務執行機関の決定 峯岸 健太郎 三三六・55</p>	<p>商事法判例研究 No.660 S 665 オプションのロールオーバー取引における適同性原則・説明義務・指導助言義務 高橋 陽 一 三三六・49 質疑の打切りと決議取消し 高橋 英 治 三三六・92 損害保険契約における被保険者を定義する保険法二条四号イの立法趣旨と法的効果 竹 演 修 三三六・61 特別支配株主による株式売渡請求がなされた場合に売買価格決定の申立てをすべきことができる株主の範囲 寺 前 慎太郎 三三五・125 発行会社が虚偽記載の可能性を公表した後に取得された株式に係る損害賠償責任——リソー教育事件—— 藤 林 大 地 三三六・68 取締役の解任についての「正当な理由」の存否 北村 雅 史 三三六・55</p>	<p>米国会社・証取法判例研究 No.406 S 411 支配株主とされる取締役兼執行役員報酬付与に関する信認義務違反の審査基準 熊代 拓 馬 三三六・53 内部統制システムに必要とされる取締役会レベルの手続 釜 田 薫 子 三三七・83 投資会社法四七条b項に基づく黙示の私的訴権が認められた事例 清 水 真人 三三六・74 支配的優先株主のエクジット戦略に向けた行為が完全公正基準に照らして判断された事案 濱 村 実 子 三三六・62 株主が役員を直接解任できるとする旨の附属定款規定とテラウエア州一般会社法一四一条(a)項が規定する取締役の優位性の原則の関係 藤 田 和 樹 三三七・61 サブアドバイザリ理論に基づき投資会社法36条b項の信認義務違反が争われた事例 清 水 真人 三三六・63</p>	<p>新商事判例便覧 No.746 S 750 二二六九号(便覧No.746) 161</p>
--	---	---	--	---	--	--	---

3449 会計士四三、四四、四六の二、四六の三、四六の九の二 最高裁令2・11・27判決 公認会計士協会から上場会社監査事務所名簿への登録を認めない旨の決定を受けた公認会計士らにつき、その監査手続を十分に検討することなく、当該決定の開示差止めを認めた原審の判断が違法であるとされた事例(令元受一九〇〇)(「上場会社監査事務所名簿等抹消リスト開示禁止処分等請求事件(破棄差戻し)」)

3450 会社一〇九I、二四七、民保二二II 東京高裁令3・4・23決定 買取防衛策の発動による新株予約権無償割当てについて差し止める仮処分決定についての抗告を棄却した事例(令3(ラ)七九八)(「日本アジアグループ対シテイインデックスイレブンス事件(買取防衛策発動に係る新株予約権無償割当て差止事件)」)

3451 会社二三八III、二四七 名古屋地裁一宮支部令2・12・24決定 一 新株予約権等の発行につき客観的資料に基づく一応合理的な算定方法により払込金額等が決定された場合には有利発行に当たらないとした事例 二 経営陣と株主との支配権争いの中でなされた新株予約権等発行につき経営陣の支配権維持を主要目的としたものではないとして、不正発行に当たらないとした事例(令2(ロ)一一)(「新株予約権の有利発行および不正発行の正当性(消極)(サン電子新株予約権事件)」)

3452 会社二二六、二七、八二九、四三三条 東京地裁民事第八部令3・1・28判決 定款に発起人として署名せず設立時発行株式に係る出資金を用意した者を経済的出捐者と認めず、定款に発起人として署名した者が出資し、当該株式の割当てを受けたものと認めた事例(平28(ワ)四〇三六(三第一事件))(令2(ワ)四七八九(第二事件))(「イーパートナーズ株主権確認等請求事件」)

3453 民(平成二九年法律第四四号改正前) 一四七、八八
 二二七号(便覧No.747)

一五二 最高裁令2・12・15判決 同一当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合に、借主が弁済充当の指定なく全債務の完済に足りない額を弁済したときは、特段の事情がない限り各元本債務の消滅時効が中断する(改正前民法)(令2(受)八八七)(「同一当事者間に同種債務が複数ある場合における充当指定のない一部弁済と債務承認による消滅時効の中断」)

3454 金商一六七、民七二〇、七一五、七二四、刑六一 東京高裁令3・3・25判決 刑事事件において有罪判決が確定した後に提起されたインサイダー取引をめぐる執行役員に対する損害賠償請求事件において、インサイダー情報の漏洩を否定した原審が取り消され、損害賠償請求が一部認容された事例(令2(ホ)一三二五)(「SMBC日興証券インサイダー取引執行役員損害賠償請求控訴事件(原審取消し)」)

3455 会社一〇九I、二四七、民保二二II 名古屋高裁令3・4・22決定 買取防衛策の発動による新株予約権無償割当てについて差し止める仮処分決定を取り消す決定についての抗告を棄却した事例(令3(ラ)二三八)(「日邦産業対フリージア・マクロス事件(買取防衛策発動に係る新株予約権無償割当て差止抗告事件)」)

3456 会社三三六、三三九II、三八七 千葉地裁令3・1・28判決 一 株主総会決議で監査役報酬の最高限度額のみが定められた場合、一人監査役はその範囲内で自己の報酬額を決定することができることとされた事例 二 監査役は、一定期間に限定して報酬額を決定した場合、同期間経過後に、会社の同意なく、株主総会決議の範囲内で報酬増額決定を行えることとされた事例 三 一人監査役が、自らの報酬額を、監査役二名当時の株主総会決議が定めた最高限度額へ増額したことについて、善管注意義務違反が否定された事例(平30(ワ)七〇二)(「千葉日産自動車解任された一人監査役による増額報酬等請求事件」)

3457 独禁(平成二五年法律第一〇〇号改正前) 二IX
 二二七四号(便覧No.748)
 ⑤、一九、二〇II、二〇の六、四九I、五〇I 東京高裁令2・12・11判決 優越的地位の濫用を行ったとして独占禁止法に基づく排除措置命令・課徴金納付命令およびこの一部を維持する審決を受けた事業者からの審決取消請求が、命令書の記載不備を理由に認められた事例(平31行(ハ)九)(「山陽マルナカ公取委審決取消請求事件(積極)」)

3458 民訴二八、三四、三七、六一、七〇、会社三三八、三四九 大阪地裁平30・2・20判決 一 代表取締役が選出された株主総会は株主に対して招集通知が送付されておらず不存在であるため、代表権を欠く者による訴えとして訴え却下された事例 二 過半数の取締役が訴え提起後に当該訴訟を弁護士に委任する旨決定しても、代表取締役によって対外的な業務執行を行っても、代表権を有するものではないとされた事例 三 訴訟費用は代表者として訴訟行為を行ってきた者が全額負担すべきとされた事例(平29(ワ)八一三〇)(「会社の代表権を欠く者による訴えの帰趨と訴訟費用の負担(取締役会非設置会社における代表権をめぐる争い)」)

3459 会社三三〇、四二九I、四三〇、民六四四四条 札幌地裁令3・3・25判決 一 特別目的会社(SPC)の取締役は、同社の実質的な経営会社による虚偽情報提供を認識または容易に認識可能にもかかわらずこれを阻止しなかった場合に限り、会社法四二九条一項所定の責任を負うとした事例 二 レセプト債発行を目的とするSPC取締役に於いて会社法四二九条一項の責任を否定し、主幹事社の取締役について同項の責任を肯定した事例(平29(ワ)一〇八六)(「オプティ社・アーツ証券社によるレセプト債虚偽情報提供に関する特別目的会社および主幹事社に対する損害賠償請求事件」)

3460

会社一〇九I、二九八I⑤、二九九I、八三二I、会社則六三③ロ、六九 東京地裁民事第八部令3・4・8判決 一 議決権行使書面の行使期限として特定の時を定めた場合に、同書面の発送日と総会日との間に一五日間を設けなかったことが法令に違反するとされた事例 二 株主総会の議決権行使の委任のために会社に送付された受任者欄空欄の白紙委任状の有効性を認めた事例 三 委任状を提出した一部株主に株主総会へのオブザーバー出席を認めた取扱いが株主平等原則等に違反しないとした事例(令元(ワ)二四一四五第一事件)(令2(ワ)二二六七五(第二事件))(乾汽船対アルファレオホールディングス株主総会(令和元年・二年) 議決取消請求事件)

3461

独禁二VI、三、七、七の二 東京高裁令2・12・三判決 互いに販売価格を共同して引き上げるとの抽象的な合意について、合意成立後の当事者の情報交換および値上げ活動等を踏まえ、意思の連絡を認め不当な取引制限が成立するとされた事例(令元行(ワ)二七七)(コンデンサ価格カルテル事件 控訴審(黙示の意思の連絡))

3462

独禁(平成二五年法律第一〇〇号改正前)二IX⑤イ・ロ、一九、二〇、二〇の六 東京高裁令3・3・3判決 優越的地位の濫用を行ったとして独占禁止法に基づく排除措置命令・課徴金納付命令およびこれを維持する審決を受けた事業者からの審決取消請求が、全部棄却された事例(平31行(ケ)一三)(ラルズ公取委審決取消請求事件(消極))

3463

会社三〇三、三〇五、三〇九II⑩、四五三、四五四IV、産競三三I 京都地裁令3・6・7決定 一 株主総会の決議事項に属する事項については、特段の事情がない限り、勧告的な意味のみを有するものであっても、株主提案の対象になるとした事例 二 現物配当(株式分配型スピンオフ)の実施に係る株主提案につき、保全の必要性を否

定して、株主提案権の侵害排除を求めた仮処分申立てを却下した事例(令3(ワ)一三三)(フェイス株主提案権侵害排除請求仮処分申立事件)

3464

会社一〇九、一八〇、一八二の二、二三四、二三五、八三〇、八三一 札幌地裁令3・6・11判決 一 少数株主縮出しを目的とする株式併合に係る株主総会決議が株主平等原則に違反せず、事前開示書面の備置きおよび閲覧手続の不履行や端数処理の不設定も決議内容の法令違反に該当しないとして無効事由はないとされた事例 二 株式併合が少数株主縮出しを目的とすることからただちに「著しく不当な決議」とはいえず、取消事由もないとされた事例(令2(ワ)八七六)(少数株主の縮出しを目的とする株式併合と株主平等原則違反(消極))

3465

民九〇、独禁二IX⑤ハ、一九、不正告一〇 東京高裁令2・11・19判決 世界最大級のビジネスマッチングサイトの運営を行っている会社ととの契約が独占禁止法上の不正な取引方法(抱き合わせ販売等)および優越的地位の濫用に該当しないと判断された事例(令2(ネ)一六六六)(アリババ事件(会員限定サポートに関する抱き合わせ販売等)および優越的地位の濫用による公序良俗違反・消極))

3466

会社三八〇、八三一 東京高裁令3・5・13判決 一 否決の株主総会決議について無効確認の訴えの利益は認められないとされた事例 二 可決決議、否決決議を問わず、会社法上の訴えではなく一般私法上の訴えにより株主総会決議の瑕疵について争うことはできないとされた事例(令2(ネ)一四六二)(否決の株主総会決議の一般私法上の無効確認の訴え(消極))

3467

会社法一〇九I、二四七 東京高裁令3・8・10決定 有事導入型買取防衛策に基づく対抗措置としての新株予約権無償割当てを差し止める仮処分

決定に対する即時抗告を棄却した事例(令3(ワ)一五九三)(富士興産対アスリッド事件(買取防衛策発動に係る新株予約権無償割当て差止事件))

3468

民一二の二、四一五、資金決済二V 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3469

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3470

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3471

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3472

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3473

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3474

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3475

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3476

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3477

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3478

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3479

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3480

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3481

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3482

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3483

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3484

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3485

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3486

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3487

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3488

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3489

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3490

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3491

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3492

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3493

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3494

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3495

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3496

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3497

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3498

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3499

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

3500

二四一五 東京地裁令和3・6・25判決 仮想通貨の不正流出に伴い送信請求に応じなかった仮想通貨交換業者に送信義務の履行遅滞を認めつつ、ユーザーに損害が現実を生じたとはいえないなどとして、損害賠償請求を棄却した事例(平30(ワ)二二二六六(第一事件)(平31(ワ)五四九四(第二事件))(令元(ワ)三三六六七(第三事件))(コインチェックサービス利用停止措置に係るユーザーからの価値下落分賠償請求事件(消極、ただし履行遅滞責任肯定))

- 一回会議を開催
東証「公正なM&Aの在り方に関する指針」を踏まえた開示状況を公表
二〇二一年六月内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）登録事業者
▼二六九（七月二五日）号
東証、新市場区分の上場維持基準への適合状況に関する一次判定を通知
公認会計士・監査審査会、「モニタリング基本計画」等を公表
IOSCO、「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」を公表
▼二七〇（八月五・一五日）号
東証、独立社外取締役の選任状況と指名・報酬委員会の設置状況を公表
証券監視委、「開示検査事例集」を公表
経産省、総務省、プライバシーガバナンスガイドブックの更新版を公表
個人情報保護委員会、個人情報保護法ガイドラインの改正を公表
全株懇、産競法改正に伴う定款モデル・招集通知モデルの改正を公表
日本監査役協会、「会計監査人との連携に関する実務指針」の改定を公表
日邦産業株式に対するフリージアによる公開買付けが撤回
日本アジアグループ株式に対するCIIによる公開買付けが終了
最高裁、会計限定監査役が任務を怠っていないとの原判決を破棄・差戻し
二〇二一年七月内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）登録事業者
二〇二一年六月定時株主総会の概況
▼二七一（八月二五日）号
92
- S E C、ナスダックの規則変更案を承認
令和二年の株主代表訴訟の新受件数は四一件
ユーグレナ、バーチャルオンリー方式での臨時株主総会の開催決定を公表
東京高裁、富士興産に対する新株予約権無償割当差止仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件で抗告棄却決定
▼二七二（九月五日）号
東証、英文開示に関する海外投資家アンケート調査結果を公表
消費者庁、公益通報者保護法に基づく指針、意見募集結果を公表
日本公認会計士協会、一体開示に含まれる財務諸表に対する監査報告書に関する研究報告を公表
ユーグレナ、日本初のバーチャルオンリー方式での臨時株主総会を開催
東京機械製作所、同社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づく新株予約権の無償割当てを公表
二〇二一年七月定時株主総会の概況
月間日誌二〇二一年八月
▼二七三（九月一五日）号
金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」の第一回会議が開催される
経産省、非財務情報の開示指針研究会の第三回会議を開催
全株懇、各種モデル、事務取扱指針等の改正を公表
二〇二一年八月内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）登録事業者
▼二七四（九月二五日）号
会計監査の在り方に関する懇談会（令和三事務年度）の第一回会議が開催される
第四七回金融審議会総会・第三回金融分科会合同会合が開催される
東証、「会計基準の選択に関する基本的な考え方」
- の開示内容の分析を公表
グリ、free、バーチャルオンリー総会の開催を予定
▼二七五（一〇月五・一五日）号
法制審議会総会の第一九一回会議が開催される
法務省、実質的支配者リスト制度の創設を公表
知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会、CG報告書に関する文書を公表
ディスクロージャーWG第二回会議、非財務情報に関する指針研究会第四回会議が開催される
東証、株主の議決権行使に係る環境整備に関する六月総会の状況および今後の動向を公表
東証、SPAC制度の在り方等に関する研究会の第一回会議を開催
グリ、バーチャルオンリー総会を開催
二〇二一年八月定時株主総会の概況
二〇二一年九月内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）登録事業者
月間日誌九月
▼二七六（一〇月二五日）号
消費者庁、「公益通報者保護法に基づく指針の解説」を公表
金融庁、企業内容等開示ガイドラインの改正を公表
法務省、会社法施行規則等改正案で意見募集を開始
金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」の第一回会議が開催される
▼二七七（一一月五日）号
全株懇、株主総会資料の電子提供制度に係る定款モデルの改正を公表
東京地裁、東京機械による新株予約権無償割当てに対する差止仮処分申立てを却下
二〇二一年九月定時株主総会の概況
月間日誌二〇二一年一〇月

▼二七八(二月一日)号

法制審議会総会の第一九二回会議が開催される
 ディスクロージャーW Gの第三回会議が開催され
 る

74

非財務情報の開示指針研究会の第五回会議が開催
 される

I F R S財団、国際サステナビリティ基準審議会
 (I S S B) の設立等を公表

I S S B、二〇二二年版議決権行使助言方針改定で
 意見募集

東京地裁、東京機械による新株予約権無償割当て
 に対する差止仮処分申立てを却下(続報)

二〇二一年一〇月内部通報制度認証(自己適合宣
 言登録制度)登録事業者

▼二七九(二月二五日)号

企業会計審議会総会・第八回会計部会合同会合が
 開催される

70

金融庁、「会計監査の在り方に関する懇談会(令
 和三事務年度)」論点整理を公表

「コーポレートガバナンス・システム(C G S)
 研究会」(第三期)の第一回会議が開催される

非財務情報の開示指針研究会、中間報告を公表
 全株懇、提案書「バーチャル総会の運営実務」を
 公表

最高裁、東京機械による新株予約権無償割当てに
 対する差止仮処分命令申立事件で抗告を棄却

▼二八一(二月二五日)号

第四八回金融審議会総会・第三六回金融分科会合
 同会合が開催される

70

価値協創ガイダンス改訂ワーキング・グループの
 第一回会議が開催される

経産省、外務省、日本企業のサプライチェーンに
 おける人権に関する取組状況のアンケート調査
 結果を公表

東証、上場企業のコーポレートガバナンスの取組
 目と効果に関する調査結果を公表

日本取引所グループ、T C F D提言に沿った情報
 開示の実態調査結果を公表

I O S C O二資産運用におけるサステナビリティ
 に関連した実務、方針、手続及び開示に関する
 提言」を公表

大阪高裁、関西スーパの株式交換に対する差止
 仮処分命令の申立てを却下

二〇二一年一〇月定時株主総会の概況
 二〇二一年一〇月内部通報制度認証(自己適合宣
 言登録制度)登録事業者

月間日誌二〇二一年一月

▼二七二(二月二五日)号
 株主総会資料の電子提供制度に係る令和元年会社
 法改正部分の施行日が定まる

会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正す
 る省令が施行される

自民党、公明党、令和四年度税制改正大綱を公表
 最高裁、関西スーパの経営統合に関する株式交
 換を認める決定

スクランブル

▽経済安全保障とガバナンス 三三七・62

▽越えてゆけ、そこを「株主総会の明日」 三三六・70

▽「知財ガバナンス」が描く未来 三三九・66

▽揺らぐ内部通報制度への信頼 三三七・108

▽エクスプレインが実現する中長期的な企業価
 値の向上 三七一・94

▽E S G時代に求められる自律的ガバナンス 三三七・66

▽バーチャルオンリー総会解禁は総会実務を変
 えるか 三三七・70

▽スピントフを求める株主提案の可否と今後へ
 の影響 三三六・86

▽再考を迫られる有報提出時期と総会関連日程 三三五・142

▽サステナビリティ情報と有価証券報告書の記

載事項

▽「新しい資本主義」を支える上場企業法制へ
 の見直しを 三三七・66

▽上場企業が早期に会社補償契約を導入すべき
 わけ 三三六・78

▽サステナビリティ情報開示はどうあるべきか 三三九・74

▽コンプライよりもエクスプレインを 三三六・74

▽二〇二一年 ゆく年くる年 三三六・82